

まず第1点目の慰安婦の募集に関する日本政府、或いは日本軍の関与について申し述べさせていただきます。

1991年8月11日、日本の大手新聞である朝日新聞の植村記者が、慰安婦の強制連行を記事として発表しました。これが所謂慰安婦問題の発端であります。それよりも以前に1983年に吉田清治が「私の戦争犯罪」という本の中で、自らが軍人であった時に、韓国の済州島で慰安婦の強制連行を行ったと記述し発表しています。

これらの報道・出版等を受けて、慰安婦問題は日韓の間で大きな政治的問題となりました。そこで日本政府と韓国政府は1990年代前半に、合同で慰安婦問題の調査を行いました。しかしながら、日本政府、或いは日本軍の関与を示す証拠は全く発見されませんでした。

資料はなかったが、日韓関係を「総合的に判断した結果」、強制性があったという政治的な判断が、当時の内閣官房長官であった河野洋平氏から、いわゆる「河野談話」として日本政府の見解として出されました。（ただ後述するように、この談話には問題が多い。）この判断の過程について、当時、内閣官房副長官だった石原信雄氏は、次のように明らかにしています。

強制連行の証拠は見あたらなかった。

元慰安婦を強制的に連れてきたという人の証言を得ようと探したが、それもどうしても無かった。結局談話発表の直前にソウルで行った元慰安婦十六名の証言が決め手になった。

彼女達の名誉のために、これを是非とも認めて欲しいという韓国側の強い要請にこたえて、納得できる証拠、証言はなかったが強制性を認めた。

因みに元慰安婦十六名の証言は、プライバシーに関わるとして公表されていない。また、その当時の宮沢内閣の最終報告書にも、その内容に強制連行をうかがわせる記述は何も出てこない。さらに、「河野談話」自体も宮沢内閣における「閣議」という、正式な手続きを経たものではない。即ち、日本政府・日本軍が強制的に慰安婦を集めたことを証するものの存在は、元慰安婦の証言以外に存在しない。また、1997年のインタビューの中で、河野氏は日韓合同調査の結果として「直接強制連行の話はなかった。」と証言している。

さらに、慰安婦問題の政治問題化の発端となった、吉田清治の「私の戦争犯罪」であるが、日韓の学者の調査の結果、事実とは異なると指摘され、後の1996年の週刊新潮とのインタビューで、「本に真実を書いても何の利益もない。事実を隠し自分の主張を混ぜて書くなんていうのは、新聞だってやるじゃないか」と述べ、自らの著書をねつ造であったと認めている。即ち、彼の著書をもとに書かれた、朝日新聞の植村記者の記事の信ぴょう性もまた、大いに疑わしい。

さらに、米軍自身もビルマ戦線において、朝鮮人慰安婦と日本の民間人から聞き取り調査を行い(UNITED STATES OFFICE OF WAR INFORMATION Psychological Warfare Team Attached to U.S. Army Forces India-Burma Theater APO 689、 Japanese Prisoner of War Interrogation Report No. 49.) 、その前文においてこのように記している。

<http://www.exordio.com/1939-1945/codex/Documents/report-49-USA-orig.html>

「The report shows how the Japanese recruited these Korean "comfort girls", the conditions under which they lived and worked, their relations with and reaction to the Japanese soldier, and their understanding of the military situation.

A "comfort girl" is nothing more than a prostitute or "professional camp follower" attached to the Japanese Army for the benefit of the soldiers.

或いは

「The majority of the girls were ignorant and uneducated, although a few had been connected with "oldest profession on earth" before. The contract they signed bound them to Army regulations and to war for the "house master " for a period of from six months to a year depending on the family debt for which they were advanced ...

また、韓国政府が慰安婦の強制連行の証拠として提示してきた資料は、朝鮮人の売春業者の慰安婦募集の新聞広告であった。これらの慰安婦募集の新聞広告は現在も多く残されており、高額な給与と、前借金が記されている。日本国内でも同様の慰安婦の募集は行われていた。即ち、慰安婦の募集は、あくまで民間売春業者と、売春を希望する女性との民間ベースの契約がその本質であった。その意味においてはハリウッド映画の原作となった小説「From Here to Eternity」に出てくる売春宿と、どれ程の違いがあるのでしょうか。

第2に、旧慰安婦の証言の信ぴょう性への疑問ですが、慰安婦問題に関する公演を、積極的に行っているのが「黄錦周」「李容洙」さんの2人。

- 以下はすべて、従軍慰安婦として有名な「黄錦周」(ファン・クムジュ)さん1人による証言です。

(1)従軍慰安婦と戦後補償 / 著者：高木健一

「生活は貧しく、12歳のときに100円で売られた。ソウルの金持ちの家で小間使い。1938年に威鏡南道ハムン郡で女中をしていた時に、その家の娘の身代わりとなって満州に連行され従軍慰安婦となった」

(2)国連・経済社会理事会クマラスワミ報告 / 1996年1月4日

「17歳のとき、日本人の村の指導者の妻が、未婚の朝鮮人少女全員に、日本軍の工場に働きに行くように命じました。そのとき私は労働者として徴用されたのだと思いました。」

(3)日本TV企業「TBS」 「ここが変だよ日本人」というTV番組より (従軍慰安婦問題)

「私は19歳で学校を卒業する25日前に、日本軍に引っ張り出され、仕方なく慰安所に行ったんだ」

(4)「日韓社会科教育交流団韓国を訪問/1997夏期

「満18歳になったある日、男がやって来て、村から娘を提供するように言いました。」

(5)元日本軍「従軍慰安婦」の証言を聞く集会 / 1997年12月5日

『村の班長(日本人)に「一家に一人は行かなくては」と脅され、1941年、韓国を離れましたが、到着した場所は、慰安所でした。』

(6)黄錦周さんの証言を聞く会 / 2001.07.17 / 東京大学にて

「14歳のとき、いわゆる「少女出」で満州に連行され、皇軍兵士のセックスの道具にされた。つ

らい体験だった。」

上記のように証言に一貫性が見られません。

- ナムムの家に住む「李容珠さん」の証言

(1) 1944年、16歳の時に強制連行され台湾へ。日本軍の従軍慰安婦としての生活を3年間強制された。(1947年まで)

(※終戦により日本軍がいなくなった後も、現地で2年間ほど働いていたことになる)

(2) このことを指摘され、従軍慰安婦の期間を3年間 → 1年間に修正

- チョン・ソウンさんの証言

13歳(1937年)の時にインドネシアに強制連行され、従軍慰安婦として7年間(～1946年まで)性奴隷にされた。2004年他界。享年80歳

(日本のインドネシア攻略は1941年。それ以前はオランダの植民地です)

韓国でも、安秉直ソウル大学教授や韓国挺身隊問題対策協議会が前述の元慰安婦と指摘されている女性たちに聞き取り調査を実施し、「証言者が意図的に事実を歪曲していると感じられるケース(は)調査を中断する」という原則に基づき、元慰安婦証言の半数を却下している。さらに、一部の慰安婦を除いて元慰安婦が強制連行されたとは主張していない。また、元慰安婦の証言には慰安所ではなく、民間の売春施設のあった富山県や釜山に連行されたとしているものもある。このように、韓国の民間団体の調査でも証言の信憑性を疑う指摘が多くなされている。

安秉直ソウル大学教授はこうも証言している。「私も最初は強制動員があったと考え、韓国挺身隊問題対策協議会と共同で調査を行ったが、3年でやめた。韓国挺身隊問題対策協議会の目的が、慰安婦問題の本質を把握し、今日の慰安婦現象の防止につなげることにあるのではなく、日本と争うことにあると悟ったからだ」(2006年12月6日の韓国のMBCテレビ)

ご存知とは思いますが、この韓国挺身隊問題対策協議会というのは完全に「親北団体」で、北のスパイとして捕まった人が周辺に多数おり、金正日死去の際はすぐに弔電を打った団体です。

第3に、慰安婦問題を「アジアのホロコースト」、「人道に対する罪」として、日本政府に謝罪を求め、と日本国内では決議内容が報道されております。

然しながら、「ホロコースト」の本質は虐殺による特定民族の絶滅です。我が国は慰安婦問題に関して、いかなる虐殺も、特定の民族の絶滅も意図しておりませんし、また行った事実もありません。そもそも、あたかも慰安婦は韓国・朝鮮人だけであったかのように主張する国家、団体が存在しますが、慰安婦のほぼ半数は日本人でした。なぜ日本国政府、或いは日本軍が慰安婦の虐殺や、絶滅を目的とせねばならないのでしょうか？半数は日本人です。

人道に対する罪ですが、その定義は「国家もしくは集団によって一般の国民に対してなされた謀殺、絶滅を目的とした大量殺人、奴隷化、追放その他の非人道的行為」です。まず人道に対する罪は第2次世界大戦後では事後法であり、多くの国際法学者が第2次世界大戦の戦争犯罪人への適用を疑問視しています。また貴国は「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」に加盟していません。そして、極東国際軍事裁判においては「人道に対する罪」は日本には適用されていません。我が国の戦争犯罪は極東国際軍事裁判において既に裁かれました。もう一度、被告不在のまま、ニューヨーク州議会は日本を戦争犯罪で裁かれるのでしょうか？「一事不再理の原則」は米国では適用されないのでしょうか？

重要な事実として、米連邦最高裁判所は2006年2月21日に、第二次大戦中に日本軍の「従軍慰安婦」にさせられたと主張する中国や韓国の女性計十五人が日本政府を相手どって米国内で起こしていた損害賠償請求などの集団訴訟の再審請求に対し、「サンフランシスコ講和条約にて解決済み」として訴えを却下しています。即ち、「サンフランシスコ講和条約にて解決済み」というのがアメリカ合衆国の慰安婦問題に対する最終的結論ではなかったのでしょうか？

我が国が政府・軍が慰安婦の強制連行に関与した、という事実を証明する証拠が存在しないうえに、既に極東国際軍事裁判において我が国の戦争犯罪人は処罰を受けています。さらに前述のように、貴国は「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」に加盟していません。証拠の問題、米連邦最高裁判所の判断とともに、どのような根拠をもって、我が国を非難されるのでしょうか。

さらに、先にも述べたように、慰安婦のほぼ半数は日本人女性でした。彼女らへの配慮、人権の擁護、名誉の回復、人道上の問題の解決については、今回の決議においてもそうですが、全く議論も配慮もなされていません。日本人女性の人権・名誉は韓国人女性のそれに劣後するものなのでしょうか？それとも敗戦国の売春婦の人権には配慮は不要ということでしょうか？

第4に、慰安婦問題に関わる歴史的な経緯と、日本政府の対応ですが、そもそも慰安婦という問題は、1980年代、或いは1990年代になってから日本側から問題が提起されました。なぜ韓国側からは戦後30年以上、問題とされなかったのでしょうか？

極東国際軍事裁判においても、慰安婦問題で処罰された戦犯は、インドネシアでオランダ人女性を上官の命令を無視し、自らの意思によらず慰安婦としたケース以外に存在しません（B、C級戦犯として有罪、死刑）。現在韓国政府は国を挙げて慰安婦問題を取り上げていますが、それほどまでに重要な問題であるなら、1980年代まで韓国政府は何をしていたのでしょうか？韓国が独立を果たしたのちのサンフランシスコ講和条約においても、慰安婦問題は全く議論の対象になりませんでした。1965年に締結された日韓基本条約の文言の中にも、慰安婦という言葉は全く出て来ません。

さらに同じく1965年に締結された、日韓請求権並びに経済協力協定第二条において、

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

と合意しています。即ち、両国間の1910年から1945年の間の諸問題は1965年6月22日に締結された日韓基本条約、及び日韓請求権並びに経済協力協定において、完全かつ最終的に解決されたはずですが。さらに言うならば、1980年代まで、これだけ慰安婦問題を議論し、日本国の責任を追及する場所と機会がありながら、なぜ韓国政府はこの問題を取り上げなかったのか、また、なぜ慰安婦問題が日本側から問題が提起されるという不思議な事態が生じたのか、決議の審議に当たり、ニューヨーク州議会には十分な事実の検証と、韓国政府の1980年代までの不作為について十分な調査をお願いしたい。

さらに、河野談話の後、1995年、日本政府は医療・福祉支援事業や民間の寄付を通じた「償い金」の支給などの元慰安婦に対する償い事業のために、民間（財団法人）からの寄附という形で「女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）」を設立し、運営経費や活動資金を負担した。

同時に、日本国の総理大臣が数回にわたり、慰安婦問題に関し謝罪するとともに、元慰安婦に謝罪の手紙を送っている。

然しながら、韓国国内では、アジア平和国民基金の受け取り拒否運動が行われ、韓国政府や民間団体が元慰安婦に対し、「アジア平和国民基金を受け取らないと誓約すれば300万円・200万円を支給する」ことを表明したため、韓国では半数以上の元慰安婦が受け取りを拒否した。

即ち、我が国は、元慰安婦に対し、幾度も謝罪を行い、賠償金の支払いも提案している。ここで指摘しておきたいのは、先にも述べたように我が国は、慰安婦の問題はサンフランシスコ講和条約や、日韓基本条約により外交上は解決済み、という点を踏まえた上で、謝罪や賠償を行っているという点である。そしてこれらの謝罪や賠償の根拠となっているのは、先に紹介した、論拠・証拠の点、及び手続き上において問題がある「河野談話」であることを明記したいと思います。

最後に第5点目として、GHQ占領下における、米国軍人の日本市民への犯罪行為について指摘させていただきます。この問題は、我が国としてはサンフランシスコ講和条約において解決済みであると認識しているはずですが、また、日米の同盟関係・友好関係を考慮に入れたとき、日本国民の多くは、過去の悲劇を騒ぎ立てることに労力を浪費するよりも、ともにアジア・太平洋地域の繁栄と平和の為に協力するべきであると考えている、という点を前提として、歴史的事実として指摘させていただきます。

まず、日本降伏前の沖縄戦では米軍上陸後、強姦が多発したことが記録されています。米軍兵士により強姦された女性数を10000人と推定する研究もあります。（3 Dead Marines and a Secret of Wartime Okinawa" New York Times, June 1, 2000）

アメリカ軍が日本に進駐した際、最初の10日間だけで、しかも神奈川県内だけで1336件の強姦事件が発生しております。（Schrijvers, Peter (2002). The GI War Against Japan. New York City: New York University Press. p. 212.）

このような事態を事前に予測していた日本政府は、「外国軍駐屯地における慰安施設設置に関する内務省警保局長通牒」1945年8月18日に発令し、Recreation and Amusement Association (RAA) と呼ばれる米軍兵士向けの慰安施設の準備に取り掛かっていた。因みに、終戦3か月以内に東京都内には25か所のRAAが設立された他、RAAは日本全国に設置された。

RAAは1946年1月21日、前アメリカ大統領フランクリン・ルーズベルト夫人エレノア・ルーズベルトの反対、性病の蔓延を理由としてGHQにより特殊慰安施設は廃止された（岩永文夫『フーズク進化論』）。特に性病に関しては慰安婦の6割が梅毒など何らかの性病に罹患していた。RAA閉鎖後、職を失った女性は「パンパン」と呼ばれる街娼になったり、風俗街に移動した（恵泉女学園大学平和文化研究所『占領と性』）。

然しながら、RAAの廃止により、廃止される前の強姦事件と婦女暴行の数は1日平均数は40件だった一方、廃止後の強姦事件と婦女暴行の数は1946年前半の1日平均数で330件に増えている（Svoboda, Terese. "Race and American Military Justice: Rape, Murder, and Execution in Occupied Japan". The Asia-Pacific Journal, Japan Focus.）。

尚、上記のRAAにおける米軍向けの慰安サービス、性犯罪とは別に、1945年～52年のGHQに

よる日本占領期間中に、警察に届け出のあっただけで、殺人:3738件、傷害:2071件が進駐軍により起こされている（防衛施設庁史第2巻）。婦女暴行に関しては正確な数値は記録されていない。

そして、上記の「人道上の罪」に当たるであろう行為に対して、日本国は連合国に対し、何らの謝罪も賠償も求めている。これらはサンフランシスコ講和条約において解決済みの問題だからである。

因みに連合国の占領終了後8か月の間においても、米軍兵士の婦女暴行件数は、1878件に達する。（1953年2月27日、第15回国会における藤原議員の質疑。）